

建安第280-3号

平成28年5月31日

一般財団法人埼玉県建築安全協会

理事長 高岡敏夫 様

埼玉県都市整備部建築安全課長

(公印省略)

埼玉県建築基準法施行細則の一部改正について（通知）

建築行政の推進について、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、標記について別紙のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

1 改正理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の施行により、定期報告の対象となる建築物等は、特に安全性を確保する必要性が高いものを国が指定し、それ以外を特定行政庁が地域の実情に応じて指定することとなった。これに伴い、本県の定期報告の対象となる建築物等を定めている埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正した。

2 改正概要

- (1) 従来特定行政庁が指定していた建築物のうち、国が政令で定めるものを除いて指定（第二条第一項）
- (2) 国が政令で定める建築物の報告時期を定める（第二条第二項）
- (3) 従来特定行政庁が指定していた小荷物専用昇降機のうち、国が政令で定めるものを除いて指定（第三条第一項第一号）
- (4) 国が政令で定める建築物に設ける建築設備等を追加指定（第三条第一項第二号）
- (5) 特定行政庁が指定する建築物に設ける防火設備のうち、国が政令で定めるものを除いて指定（第三条第一項第三号）
- (6) その他改正に伴う文言整理等
- (7) 防火設備等の報告の時期の経過措置、改正前に特定行政庁が指定する建築物等で改正後に政令指定となるものの報告の時期を定める（附則）

3 施行日

平成28年6月1日

担当：企画担当 茂木・矢島

電話：048-830-5524

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、「該当するもの」の下に「（建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第十六条第一項に規定するものを除く。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「建築基準法施行規則（昭和三十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）」を「第一項の建築物に係る規則」に改め、「定める時期は」の下に「別表第一(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ」を加え、「別表」を「同表」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令第十六条第一項に規定する建築物に係る建築基準法施行規則（昭和三十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）第五条第一項の規定により知事が定める時期は、別表第二(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ、第一回の報告を行つた日の翌日から起算して同表(イ)欄に掲げる年ごとで、毎回当該同欄に掲げる年の満了する日からその日前三月までの間とする。

第三条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第一項中「昇降機及び昇降機以外の建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「（住宅又は共同住宅の住戸に設けられたものを除く。）」を「（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号（別表第二において「平成二十八年告示」という。）第二第三号に掲げるものに限る。ただし、籠が住戸内のみを昇降するものを除く。）」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「前条第一項の建築物」を「令第十六条第一項に規定する建築物及び前条第一項の建築物」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 前条第一項の建築物に設ける防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）（令第十六条第三項第二号に規定するものを除く。）

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 令第十六条第三項各号又は前項各号に掲げる特定建築設備等に係る規則第六条第一項の規定により知事が定める時期は、第一回の報告を行つた日の翌日から起

算して一年（同項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、三年）ごとで、当該期間の満了する日からその日前一月までの間とする。

- 3 令第百三十八条の三に規定する昇降機等に係る規則第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、使用期間が連続して六月以内のものにあつては毎年使用開始の日からその日前一月までの間、それ以外のものにあつては毎年四月一日から同月三十日までの間及び十月一日から同月三十一日までの間とする。

第三条に次の一項を加える。

- 5 規則第六条の二の二第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前二月以内に検査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。

別表四の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

	(イ)	(ロ)
	用 途	報告の間隔
一	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	二年
二	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第二号から第九号までに掲げるもの	二年
三	共同住宅又は寄宿舎（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）	三年
四	体育館（学校に附属するものを除く。）	二年
五	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）	三年
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホー	

六 ル、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）	二年
---	----

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第二条第一項に規定する建築物に該当するものであつて、施行日に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第十六条第一項に規定する建築物に該当することとなつたものに係る改正後の第二条第二項の規定の適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後最初の報告」と、「とする」とあるのは「とする。この場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期は、施行日において令第十六条第一項に規定する建築物に該当することとならなかつたとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とする」とする。
- 3 施行日の前日において改正前の第三条第一項第一号又は第二号に掲げる昇降機のいずれかに該当するものであつて、施行日に令第十六条第三項第一号に規定する昇降機に該当することとなつたものに係る改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後最初の報告」と、「とする」とあるのは「とする。この場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期は、施行日において令第十六条第三項第一号に規定する昇降機に該当することとならなかつたとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とする」とする。
- 4 小荷物専用昇降機（建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）の施行の際現に存するもの又は同省令の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条第五項若しくは法第七条の二第五項（いずれも法第八十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定

による検査済証の交付を受けたものに限る。次項において同じ。)に係る同省令附則第二条第四項の規定により知事が定める時期は、施行日以後最初の報告に係る時期にあつては施行日から起算して一年が満了する日又は法第七条第五項若しくは法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して二年が満了する日のいずれか遅い日から当該日前一月までの間、当該最初の報告後の報告に係る時期にあつては当該最初の報告を行った日の翌日から起算して一年ごとで、当該期間の満了する日から当該日前一月までの間とする。

5 前項の規定により施行日から平成三十一年五月三十一日までの間に一回以上報告がなされた小荷物専用昇降機に関する同日の翌日以後の改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日以後最初の報告」とする。

6 防火設備（建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）の施行の際現に存するもの又は同省令の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項若しくは法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る同省令附則第二条第四項の規定により知事が定める報告の時期は、平成三十年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間とし、当該期間中における報告の回数は一回とする。

7 施行日の前日において改正前の第三条第三項第二号に掲げる工作物に該当するものであつて、施行日に令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に該当することとなつたものに係る改正後の第三条第三項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とする。この場合における埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後最初の報告をすべき時期は、施行日において令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に該当することとならなかつたとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とする」とする。

改 正 案

現 行

<p>埼玉県建築基準法施行細則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(建築物の定期報告)</p> <p>第二条 法第十二条第一項の規定により知事が指定する建築物は、別表第一(イ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模等が同表(ロ)欄の当該各項に該当するもの(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。))第十六条第一項に規定するものを除く。)とする。</p> <p>2 令第十六条第一項に規定する建築物に係る建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。))第五条第一項の規定により知事が定める時期は、別表第二(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ、第一回の報告を行った日の翌日から起算して同表(ロ)欄に掲げる年ごとで、毎回当該同欄に掲げる年の満了する日からその日前三月までの間とする。</p> <p>3 第一項の建築物に係る規則第五条第一項の規定により知事が定める時期は、別表第一(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ、第一回の報告を行った日の翌日から起算して同表(ロ)欄に掲げる年ごとで、毎回当該同欄に掲げる年の満了する日からその日前三月までの間とする。</p> <p>4 規則第五条第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び調査結果表は、提出の日前三月以内に調査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期調査報告概要書並びに調査結果表とする。</p> <p>(特定建築設備等の定期報告)</p> <p>第三条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>埼玉県建築基準法施行細則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(建築物の定期報告)</p> <p>第二条 法第十二条第一項の規定により知事が指定する建築物は、別表(イ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模等が同表(ロ)欄の当該各項に該当するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。))第五条第一項の規定により知事が定める時期は、第一回の報告を行った日の翌日から起算して別表(イ)欄に掲げる年ごとで、毎回当該同欄に掲げる年の満了する日からその日前三月までの間とする。</p> <p>3 規則第五条第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び調査結果表は、提出の日前三月以内に調査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期調査報告概要書並びに調査結果表とする。</p> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第三条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する昇降機及び昇降機以外の建築設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 エレベーター(積載量が一トン以上で、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。))及び住宅又は共同住宅の住戸</p>
---	---

(削る。)

一 小荷物専用昇降機(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号(別表第二において「平成二十八年告示」という。))第二三号に掲げるものに限る。ただし、籠が住戸のみを昇降するものを除く。)

二 令第十六条第一項に規定する建築物及び前条第一項の建築物に設ける換気設備(法第二十八条第二項ただし書の換気設備(自然換気設備を除く。))及び同条第三項の換気設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。))に限る。)、排煙設備(法第三十五条の排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。)、非常用の照明装置(法第三十五条の非常用の照明装置に限る。))並びに給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。))

三 前条第一項の建築物に設ける防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。)(令第十六条第三項第二号に規定するものを除く。)

2 令第十六条第三項各号又は前項各号に掲げる特定建築設備等に係る規則第六条第一項の規定により知事が定める時期は、第一回の報告を行った日の翌日から起算して一年(同項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、三年)ごとで、当該期間の満了する日からその日前一月までの間とする。

3 令第三十八條の三に規定する昇降機等に係る規則第六條の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、使用期間が連続して六月以内のものにあつては毎年使用開始の日からその日前一月までの間、それ以外のものにあつては毎年四月一日から同月三十日までの間及び十月一日から同月三十一日までの間とする。

4 (略)

5 規則第六條の二の二第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前二月以内に検査した事項に基づいて

に設けられたものを除く。)

二 エスカレーター

三 小荷物専用昇降機(住宅又は共同住宅の住戸に設けられたものを除く。)

四 前条第一項の建築物に設ける換気設備(法第二十八条第二項ただし書の換気設備(自然換気設備を除く。))及び同条第三項の換気設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。))に限る。)、排煙設備(法第三十五条の排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。)、非常用の照明装置(法第三十五条の非常用の照明装置に限る。))並びに給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。))

(新設)

2 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第三項の規定により知事が指定する工作物は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。))第三百二十八条第二項各号に掲げるものとする。

3 規則第六條第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 第一項各号に掲げる昇降機及び昇降機以外の建築設備 第一回の報告を行った日の翌日から起算して一年(規則第六條第一項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、三年)ごとで、当該期間の満了する日からその日前一月までの間

二 前項の工作物 使用期間が連続して六月以内のものにあつては毎年使用開始の日からその日前一月までの間、それ以外のものにあつては毎年四月一日から同月三十日までの間及び十月一日から同月三十一日までの間

4 (略)

(新設)

作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。

第五条の三（第二十条）（略）

別表第一（第二条関係）

四	三	二	一	劇場、映画館又は演芸場	用途	(イ)	規模等	(ロ)	報告の間隔	(ハ)
学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び	共同住宅	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）、ホテル又は旅館	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）、ホテル又は旅館	床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの	床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの		床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの		二年	三年
の又は三階以上の階の	六階以上の階にあるもの								二年	三年

第五条の三（第二十条）（略）

別表（第二条関係）

四	三	二	一	劇場、映画館又は演芸場	用途	(イ)	規模等	(ロ)	報告の間隔	(ハ)
学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び大学を除く。）	共同住宅	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）、ホテル又は旅館	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）、ホテル又は旅館	床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの	床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの		床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの		二年	三年
の又は三階以上の階の	六階以上の階にあるもの								二年	三年

		改 正 案	
一	用途 (イ) 劇場、映画館、演芸場、 観覧場（屋外観覧場を 除く。）、公会堂又は 集会場	報告の間隔 (ロ) 二年	大学を除く。）又は体 育館
			博物館、美術館、図書 館、ボーリング場、ス キー場、スケート場、 水泳場又はスポーツの 練習場
八	事務所その他これに類 するもの	床面積の合計が百平方 メートルを超えるもの	床面積の合計が千五百 平方メートルを超え、か つ、二階以上の階に あるもの
七	キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理 店又は飲食店	床面積の合計が千五百 平方メートルを超え、か つ、二階にあるもの	地階若しくは三階以上 の階にあるもの又は床 面積の合計が千五百平 方メートルを超え、か つ、二階にあるもの
六		二年	二年
五		三年	三年

別表第二（第二条関係）

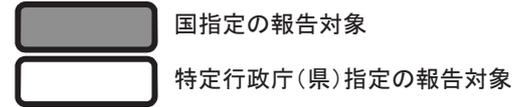
		現 行	
一	用途 (イ) 劇場、映画館、演芸場、 観覧場（屋外観覧場を 除く。）、公会堂又は 集会場	報告の間隔 (ロ) 二年	又は体育館
			博物館、美術館、図書 館、ボーリング場、ス キー場、スケート場、 水泳場又はスポーツの 練習場
八	事務所その他これに類 するもの	床面積の合計が百平方 メートルを超えるもの	床面積の合計が千五百 平方メートルを超え、か つ、二階以上の階に あるもの
七	キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理 店又は飲食店	床面積の合計が千五百 平方メートルを超え、か つ、二階にあるもの	地階若しくは三階以上 の階にあるもの又は床 面積の合計が千五百平 方メートルを超え、か つ、二階にあるもの
六		二年	二年
五		三年	三年

					改 正 案
六	五	四	三	二	
<p>病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第二号から第九号までに掲げるもの</p> <p>共同住宅又は寄宿舎（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）</p> <p>体育館（学校に附属するものを除く。）</p> <p>博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）</p> <p>百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）</p>	<p>百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）</p>	<p>博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）</p>	<p>共同住宅又は寄宿舎（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）</p> <p>体育館（学校に附属するものを除く。）</p>	<p>共同住宅又は寄宿舎（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第二号から第九号までに掲げるもの</p> <p>共同住宅又は寄宿舎（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第二号から第九号までに掲げるもの</p>	<p>二年</p> <p>二年</p> <p>三年</p> <p>三年</p> <p>二年</p>

改正案	現行

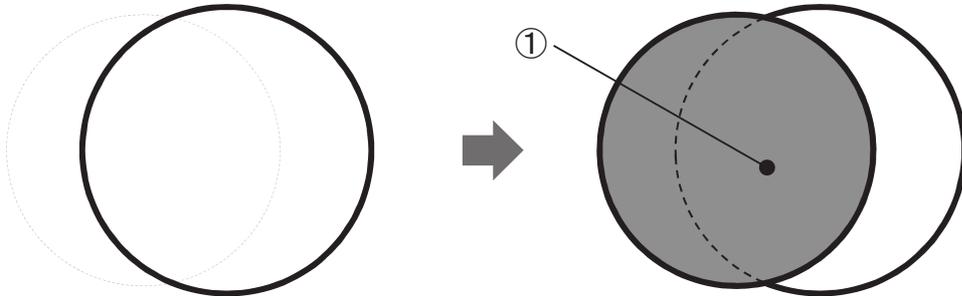
改正建築基準法【H28.6.1施行】による定期報告制度の見直しに伴う
埼玉県建築基準法施行細則の改正イメージ

埼玉県



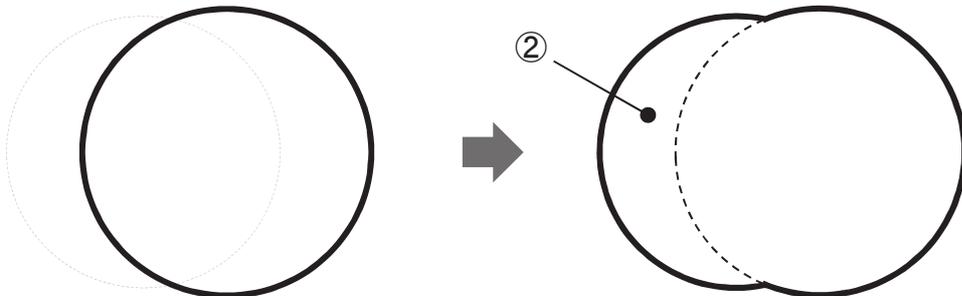
◆建築物・・・2年又は3年ごとに報告

① 特定行政庁指定の建築物から、国指定されるものを除く



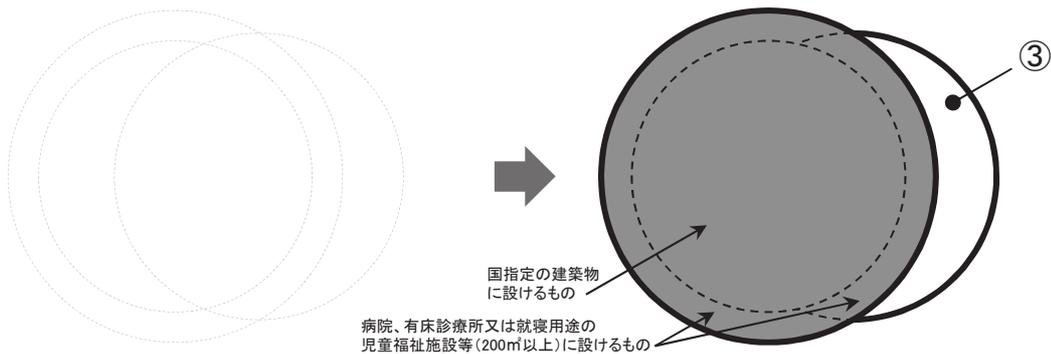
◆建築設備(換気、機械排煙、非常用照明、給排水)・・・1年ごとに報告

② 国指定によりあらたに定期報告が必要となる建築物に設ける建築設備を指定する



◆防火設備・・・1年ごとに報告

③ 定期報告が必要となる建築物に設ける防火設備で、国指定されないものを指定する



◆昇降機(エレベーター等)・・・1年ごとに報告

④ 特定行政庁指定の昇降機から、国指定されるものを除く



◆工作物(遊戯施設等)・・・毎年4月と10月(使用期間が連続して6月以内のものは毎年使用開始1月前)に報告

⑤ 特定行政庁指定を解除する



改正建築基準法（平成 28 年 6 月 1 日施行）に基づく
定期報告が必要となる 建築物・建築設備・防火設備・昇降機・工作物

（表の下線部分が新たに定期報告が必要となるもの）

I 建築物

	対象【（い）欄の用途に供する部分の規模等が（ろ）欄のいずれかに該当するもの】		報告の間隔
	用途（い）	規模等（ろ）	
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積の合計が200 m^2を超えるもの ○3階以上の階の床面積の合計が100 m^2を超えるもの ○主階が1階にないもの <u>○床面積の合計（客席の部分に限る）が200 m^2以上のもの^{*5}</u> <u>○地階にあるもの^{*3 *5}</u> 	2年
2	(1) 観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積の合計が500 m^2を超えるもの ○3階以上の階の床面積の合計が100 m^2を超えるもの <u>○床面積の合計（客席部分に限る）が200 m^2以上のもの^{*5}</u> <u>○地階にあるもの^{*3 *5}</u> 	
	(2) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、就寝用途の児童福祉施設等 ^{*1} 、ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積の合計が500 m^2を超えるもの ○3階以上の階の床面積の合計が100 m^2を超えるもの <u>○2階の床面積の合計が300 m^2以上のもの（病院又は診療所においてはその部分に患者の収容施設があるものに限る）^{*5}</u> <u>○地階にあるもの^{*3 *5}</u> 	
	(3) 児童福祉施設等 ^{*2} （入所施設があるもの限り、就寝用途の児童福祉施設等 ^{*1} を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積の合計が500 m^2を超えるもの ○3階以上の階の床面積の合計が100 m^2を超えるもの 	
3	(1) 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○6階以上の階にあるもの 	3年
	(2) 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ○6階以上の階にあるもの <u>○3階以上の階にあるもの^{*4 *5}</u> <u>○2階の床面積の合計が300 m^2以上のもの^{*5}</u> <u>○地階にあるもの^{*3 *5}</u> 	
	(3) 寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る）	<ul style="list-style-type: none"> <u>○3階以上の階にあるもの^{*4 *5}</u> <u>○2階の床面積の合計が300 m^2以上のもの^{*5}</u> <u>○地階にあるもの^{*3 *5}</u> 	
4	(1) 学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び大学を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積の合計が$2,000\text{ m}^2$を超えるもの ○3階以上の階の床面積の合計が100 m^2を超えるもの 	2年
	(2) 体育館（学校に附属するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積の合計が$2,000\text{ m}^2$を超えるもの ○3階以上の階の床面積の合計が100 m^2を超えるもの <u>○床面積の合計が$2,000\text{ m}^2$のもの^{*5}</u> 	
5	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積の合計が$2,000\text{ m}^2$を超えるもの <u>○3階以上の階にあるもの^{*4 *5}</u> <u>○床面積の合計が$2,000\text{ m}^2$のもの^{*5}</u> 	3年
6	(1) 物品販売業を営む店舗（床面積が 10 m^2 以内のものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積の合計が$1,500\text{ m}^2$を超え、かつ、2階以上の階にあるもの <u>○3階以上の階にあるもの^{*4 *5}</u> <u>○2階の床面積の合計が500 m^2以上のもの^{*5}</u> <u>○地階にあるもの^{*3 *5}</u> 	2年
	(2) 百貨店、マーケット又は展示場	<ul style="list-style-type: none"> <u>○3階以上の階にあるもの^{*4 *5}</u> <u>○2階の床面積の合計が500 m^2以上のもの^{*5}</u> <u>○床面積の合計が$3,000\text{ m}^2$以上のもの^{*5}</u> <u>○地階にあるもの^{*3 *5}</u> 	
7	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ○地階又は3階以上の階にあるもの ○床面積の合計が$1,500\text{ m}^2$を超え、かつ、2階にあるもの <u>○床面積の合計が$3,000\text{ m}^2$以上のもの^{*5}</u> <u>○2階の床面積の合計が500 m^2以上のもの^{*5}</u> 	
8	事務所その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積の合計が$2,000\text{ m}^2$を超え、かつ、6階以上の階にあるもの 	3年

II 建築設備等

	対象		報告の間隔
1	建築設備	次に掲げる建築設備で国又は県が定期報告の対象として定める建築物に設けるもの ○換気設備（自然換気設備及び共同住宅の住戸に設けるものを除く） ○機械排煙設備 ○非常用の照明装置 ○給排水設備（共同住宅の住戸に設けるものを除く）	1年
2	防火設備	<u>○国若しくは県が定期報告の対象として定める建築物に設けるもの</u> <u>又は次に掲げる用途の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けるもので、</u> <u>随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く）</u> ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、 障害者グループホームに限る） ・就寝用途の児童福祉施設等*1	1年
3	昇降機	○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機 ※籠が住戸内のみを昇降するものを除く ※労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く	1年
4	工作物	○観光用エレベーター、観光用エスカレーター ○ウォーターシュート、コースター等 ○メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等 (建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げるもの)	毎年4月及び10月(ただし使用期間が連続して6月以内のものは毎年使用開始前1月に1回)

* 1 就寝用途の児童福祉施設等

平成28年国土交通省告示第240号第1第2項第2号から第9号に掲げるもの

(第2号:助産施設、乳児院及び障害児入所施設、第3号:助産所、第4号:盲導犬訓練施設、第5号:救護施設及び更生施設、第6号:老人短期入所施設その他これに類するもの、第7号:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム、第8号:母子保健施設、第9号:障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る))

* 2 児童福祉施設等

建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等

(児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設等)

* 3 地階にあるもの

地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く

* 4 3階以上の階にあるもの

3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く

* 5 下線の規模等

当該用途に供する部分が避難階のみにあるものを除く

既存の防火設備等の報告の時期について

- 改正法施行により定期報告の対象となる防火設備で、改正法施行の際現に存するもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に検査済証の交付を受けたものについては、平成30年6月1日から平成31年5月31日までの間に第1回の報告を行うものとしします。
- 改正法施行前から定期報告の対象となっていた建築物、建築設備、昇降機又は工作物については、従来どおり(改正法施行前の報告日から引き続き所定の間隔で)報告を行うものとしします。